

栃木県内で設備投資を行う予定の事業者の方にご活用いただけます！



栃木県で新たに開始予定！

地域再生支援利子補給金

業種や事業者の規模に制約なし！

利子補給金とは？	とちぎ産業成長投資促進計画※1に資する事業の実施者が、指定金融機関から資金を借入れる際、内閣府から利子補給金を受けられる制度※2
どんな事業が対象？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場の新設／増設／移転等整備 ・ 新商品開発・製造用の設備導入 ・ 生産改善設備等導入 など雇用創出を伴う事業 （地方創生支援利子補給金交付要綱 別表1 で規定する事業※3）
利子補給の内容は？	金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して 5年間 利子補給率： 0.7%以内 （ 利子補給金額に上限はありません が、国の予算の範囲内となります）
申込先は？	申込受付は、以下の指定金融機関(予定)の融資窓口で行っています。 銀行 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、山形銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行 信用金庫 白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫 信用組合 真岡信用組合、那須信用組合、横浜幸銀信用組合 政府系金融機関 商工組合中央金庫、日本政策投資銀行
いつ取扱開始？	令和8年4月開始予定 （金融機関により開始時期が異なります）

※1とちぎ産業成長投資促進計画



※2内閣府
利子補給金
ホームページ



※3地方創生支援
利子補給金
交付要綱



利子補給金のご不明点は、内閣府 HP ↑にてご確認ください。

問合せ先

上記の指定金融機関
または、栃木県 産業労働観光部 経営支援課金融担当
TEL：028-623-3181
mail：keiei@pref.tochigi.lg.jp

